神武紀の「八紘為宇」

中小路 駿 逸

はじめに

およびその典拠が具体的にどの書のどの箇所であるかも、また、これらの語句が中国の典籍に典拠をもつこと、「掩八紘為宇」の語句が見えるのは、周知のことである。(七日)の条に記載された「令」に、「兼六合」、また『日本書紀』神武紀、即位前紀己未年三月辛酉朔丁卯

を持っていたか、あるいは持たされていたか、という点期(奏上、養老四≪七二○≫)において、どういう意味本書紀』の記述内容において、あるいは同書の成立の時ここに問題とするのは、まず、これらの語句が、『日

周知のことに属する。

の記述の流れのなかにおいて、どういう意味を持たされさらに、これらの語句を含む「令」が、『日本書紀』

ていたのか、という点なのである。

が、そのことは、典拠についていかなる意味でも問題はじめにいったように、とくに問題はない。

問題の語句の典拠が何であるかという点については、

がないということを意味しない。

の句が持っていた、あるいは持たされていた意味、これの句が持っていた、あるいは持たされていた意味、これ問題は、あるのである。典拠となった文章においてそ

である。

この問題は、

当面の「令」の文辞自体から、

「令一の全文、およびそれを通常の嘆文虱に読み下.発生する。

たものを次に掲げる。 「令」の全文、およびそれを通常の漢文風に読み下し

雖,辺土未清、 余妖尚梗、 而中洲之地、 無復風塵。自我東征、於茲六年矣。 頼以皇天之威、凶徒就戮。

而恭臨宝位,、以鎮元元,、上則答,乾霊授国之徳,、下則苟有利民、何妨聖造,。且当故,-払山林,、経,-営宮室,朴素。巣棲穴住、習俗惟常。夫大人立制、義必随時。

弘皇孫養正之心。然後、兼六合以開都、掩八紘而為

必然的に

字、不亦可乎。観夫畝傍山 東南橿原地者、蓋国之墺区乎。可治矣之。 畝傍山、此云;宇禰縻夜摩,

我が東征して自り、茲に於いて六年なり。頼むに皇

らず、余妖、尚ほ梗しと雖も、而も中洲の地、復た 天の威を以てし、凶徒、戮に就く。辺土、未だ清ま

風塵無し。誠に宜しく皇都を恢廓し、大壮を規摸す

べし。而も今、運は屯蒙に属し、民心は朴素なり。

巣棲・穴住、習俗、惟れ常なり。夫れ大人の制を立 つるや、義、必ず時に随ふ。苟くも民を利すること

を鎮め、上は則ち乾霊の国を授くるの徳に答へ、下 ひ、宮室を経営して、恭しく宝位に臨み、以て元元

ある。

有らば、何ぞ聖造を妨げむ。且く当に山林を披き払

は則ち皇孫の正を養ふの心を弘むべし。然る後、六

此を宇禰縻夜摩と云ふ。の東南、 こと、亦た可ならずや。観れば夫の畝傍山、 合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて字と為さむ 橿原の地は、蓋し国 畝傍山

る。 だ服従しない勢力があるが、「中洲の地」は支配下にあ 宮殿をつくり、王位について民を治めよう。 「東征」を始めてから、六年になった。まわりにはま

の墺区か。治すべし。

そのように述べたあとに、問題の字句が現れる。

字と為さむこと、亦た可ならずや。」 ―― と。 そして、宮室を経営すべき地として特定の地を指定し

「然る後、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて

のか。 て、令は結ばれる。 さて、問題の語句の意味は、どのように理解すべきも

言う意味はこうである。この場合の「六合」といい「八

紘」というのは、どこからどこまでのことであるか、ど

の範囲のことであるか。—— この意味なのである。

そして、この点の詮索のために、この語句の、典拠と

六合を兼ねて都を開き、 八紘を掩ひて宇と為す。

この句の典拠については、 谷川士清『日本書紀通証

履至尊而制六合。

には「兼六合」について

を

「掩八紘」について

八紘、八方也。

(列子註

(過秦論

された文章において持っていた意味が、問題となるので

を挙げる。ただし、これらはそれぞれに「六合」、「八

がたい。 紘」の先行使用例ではあるが、当面の句の典拠とは言い

河村秀根『書紀集解』には両句について

劉曰、准南子曰、九州外、有,八沢方千里、八沢之古先帝世、曽,-覧八紘之洪緒、

外、有八紘、亦方千里。蓋八索也。

良日、九州之外、有八紘。紘、綱紀也。言為天地ター年,7年, タフニリー・ ラノタモ

まる。 これまた、「八紘」についての先行使用例の挙示にとどと、『文選』の『呉都賦』の六臣註の文を引く。ただし、

からならば向出の可の直後の小島憲之『上代日本文学と中国文学』に、『呉都賦』

からならば前出の句の直後の

一六合而光宅

をも挙ぐべく、かつ『呉都賦』を引くならばむしろ『蜀

都賦」の

会焉。 廓|霊関以為門、包|玉塁|而為字、≪中略≫兼|六合|而交

を引くべく、津田左右吉説の

廓宇宙而作京、≪中略≫宅付庸而開宇

紀は「直接」に文選語を利用したものとする。よりもやはり『蜀都賦』によるとみるべく、総じて神武

魯霊光殿賦)

兼六合以開都、掩八紘而為宇。

いま、当面の句と中国文献の辞句とを対比するに、

合」・「為字」を含む『蜀都賦』の範囲に対応しており句は、「一六合」・「八紘」を含む『呉都賦』、「兼六と、「兼六合」・「八紘」、「為字」の語を含む当面のと、「兼六合」・「八紘」、「為字」の語を含む当面の

て、私にはまだそのような例が見いだせない。――この両他によりよく対応する例が見いだせないかぎり、――そし合」・「為字」を含む『蜀都賦』の範囲に対応しており、

賦以外のどこにも対応させることができない。

応しているのであるから、より多く典拠としたものは『蜀ども、「兼六合」、「為宇」は『蜀都賦』に句として対えば、「八紘」の語のみは『呉都賦』のほうにあるけれまた、両賦のうちのいずれによりよく対応するかとい

都賦」であることになる。

すなわち、小島説の妥当性は、

動かない。

ここに問題とするのは、その次のこと、これらの辞句は、こういう理由によるのである。

両賦のなかでの意味なのである。

当面の句の典拠については別に問題はないといったの

-23-

古、先王の世、八紘の洪緒を曽覧し、六合を一にし

て光宅し、遐宇に翔集せり。 (呉都賦

のことなのであろうか。 この「八紘」・「六合」は、それぞれ、どういう範囲

近い地をさし、「六合」は、天地と四方をさすこと、古 「八紘」は、八方のスミ、また、ハテあるいはハテに

典籍の用例によって明らかである。

ということになろうか。

八紘有り。亦、方千里。《中略》八紘の外に、乃ち 九州の外に、乃ち八殯有り。《中略》八殯の外に、

(准南子 墜形訓)

八極有り。

八紘を燿かす能はず。 日月の経ること千里ならざれば、則ち六合を燭らし (漢書 楊雄伝)

師古曰はく、六合は、天地四方を謂ふなり。八紘

神なること六合に通ず。 は、八方の綱維なり。 (呂覧 同 審分)

何か。

意味であろう。 では、 この辞句が舜の事績を述べたものであること、異説を 『呉都賦』の「八紘」と「六合」は、どういう

六合は、四方・上下なり。

同

したもの。 — というのである。 たという蒼梧の地をさすのであろうが、そこにまで巡遊 てわが住まいとなし、はるかなる地、それはかれの崩じ 績をすべて見めぐり、「六合」を一つの家のごとくにし 見ない。昔、帝舜の世には、「八紘」におけるおのが治

およそ東海・南海の岸よりはウチの、中国本土の範囲内 帝舜の巡遊した範囲にひとしいこととなる。すなわち、 とすると、この場合の「六合」・「八紘」の範囲は、

次に、『蜀都賦』である。 霊関を廓にして門と為し、玉塁を包ねて宇と為す。

る所、六合を兼ねて交会し、豊蔚の盛んなる所、八二江の奴流を帯び、蛾眉の重阻に抗ふ。水陸の湊ま二江の奴流を帯び、蛾眉の重阻に抗ふ。水陸の湊ま

区に茂んにして菴藹たり。

この賦は、蜀という、山に囲まれた盆地、そこの都を

篇)上』に釈するごとく、都の南の霊関の山を切り開 ほめる意味のものである。 よって、この場合の「為宇」とは、中島千秋『文選

(賦

たのを前門と見なすのに対して、北なる玉塁の山を都が

この句において「為字」とは、また「兼六合」とは、

-24 -

抱きこんで字、すなわち屋根となしたと見立てたもの、

とするのが妥当なように思われる。 では、「六合」についてはどうか。

この場合の「六合」は、それを「兼ねて」「交会す」

というものである。

とであり、融合の意をもつ「一にして」とは異なるもの

「兼ね」は、別々のものを、並べたままで包みこむこ

兼、幷也。(説文、左氏伝註)

兼、謂包之。(書経疏)

「交会」は、別々のものが一箇所にやってきて、そこ

において影響しあうことであろう。

なくて、前出中島書の説に言うように、一年のなかの季 とすると、この「六合」は、単に天地や四方なのでは

節の秩序と調和であるようである。 六合。孟春と孟秋と合為り、仲春と仲秋と合為り、

仲冬と合為り、季夏と季冬と合為り。 季春と季秋と合為り、孟夏と孟冬と合為り、仲夏と

そして直後には、 農林の物産の豊富なることが述べら (淮南子

時則訓)

れている

序と調和の保たれたなかに位置する都であるのだ。 あたりの山をもって門となし、屋根となし、 四季の秩

およそ次のようなものとならざるをえない。

こう見てくると、問題の句の意味は、中島説のように、

この意味にである。

るものは、この『蜀都賦』の句である。 そしてこの令は、大和の地において、橿原の地を望み

そして当面の、神武紀の令の句が、より多く典拠とす

ものが、南には熊野まで重畳する山岳地帯を控えつつ、 つつ発せられたかたちのものであり、その大和の地なる

ない。 の令が、盆地の都をほめる『蜀都賦』の句を典拠として 橿原の地を含めてまずは盆地部であること、疑う余地が 盆地における宮室の経営と即位との意思を宣言したこ

るをえない。 かく見来たれば、私はついに、一つの帰結に到達せざ いる。理の当然であろう。

四季の秩序と調和であり、「八紘」は、舜の事績につい てのこの語の含む範囲が必ずしも中国の東・南の海岸の 神武紀の令の問題の句における「六合」は、 盆地内の

ソトや西・北の山岳や砂漠のソトに及ぶものではなかっ

-25-

たと同じく、必ずしもこの列島のナギサのすべてを含む

ものでも、ましてそれよりソトを含むものでもない。 つまるところ、この句の意味内容は、蜀都がそうであ

和のなかに都を構え、山に限られた天地を一つの屋根の もとの家として、領土と主権を保持しようという意思の

表明にほかならない。

-- この帰結にである。

るように、山に囲まれた盆地のウチの、四季の秩序と調

有るなり。

咕のごとし」と。是れに由りて、始めて秋津洲の号

でといふ。 内木綿の真连き国と雖も、猶は蜻蛉の臀を、 うゅな ままく、「妍哉乎、国を獲つること。 妍哉乎、此を鞅奈珥く、「奸哉乎、国を獲つること。 妍哉乎、此を鞅奈珥

内をも、筑紫をも含んではいない。たしかにのちには秋 大和の盆地をめぐる山々のウチに限定されていて、瀬戸 この君主の関心の的、すなわちその獲得した領土は、

また、次の事実がある。

『日本書紀』には、神武紀よりあとに、崇神紀におい 北陸・東海・西道・丹波に、それぞれ平定のために

だ、そこまではいっていないのである。

津洲の名が日本の総名にまで拡大されたが、ここではま

題の句を含む令には、 また、次の句が含まれている。

て、

まず、ここに一つの事実がある。 右の帰結について、検証しよう。

の地、 辺土、未だ清まらず、 復た風塵無し。 余妖、 尚は梗しと雖も、中洲

及ばざる地を残している。 支配下に収めた地は、その周辺に、なおいまだ支配の ―― そう告げられているので

神武紀の即位後の記事のなかに、それはある。 また、一つの事実がある。

りて腋上の嗛間丘に登りて、国の状を廻望して日は 三十有一年の夏四月の乙酉の朔、 皇興、 巡幸す。

因

が見える。すなわち大和を中心として、次第に王権が周

れより前にはそれらの地域は、まだ大和の王権の勢力下

れは、生駒山の西はこのとき以前において、まだ大和の は河内の樟葉のほうへ敗走したという記事が見える。こ

将軍を派遣したという記事がある。これはすなわち、こ 勢力下にはなかったという体裁ではないか。 にはなかったという体裁にほかならない。 さらにあとの景行紀に、 そのあとに、武埴安彦を木津川のほとりに破り、相手 九州と東国への平定行の記

辺に及んでいったという体裁でなくて何であろう。

その意味するところは、日本列島の統一の実現でもなく、 こういう話の流れの前におかれた「八紘為字」の令。

すぎないものではないか。 大和の盆地での自足状態の実現への満足の表明、それに 九州から大和までの統一、すなわち領土の拡大でもなく、

五

和なる都を天下の中心と予見した体裁のものであって、 、な、この句は未来における領土の拡大を予期し、大

ないか。「然る後」とは、宮室を橿原に経営しおわって 兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇と為さむ」とあるでは しかありえない。げんに令の文にも、「然る後、六合を 「六合」は天地・四方、「八紘」は世界のハテの意味で

という意味であろうか。 然る後、出でて客を迎ふ。(礼記 曲礼上)

「然後」というのは、「そのことのあとで、あらためて」

ろうか。

のちのことなのである。—— このような反論があるであ

る後、仁ならん。 孔子曰はく、如し王者有らんには、 (論衡 宣漢 必ず世にして然

> 迎える」の意であり、『論衡』の例もまた 右の『礼記』の例は、 「その状態になってはじめて出 「世色

十年)経過してはじめて」の意である。

「世」は、三十年である。

世、三十年為一世。

また、

怨みを諸侯に構へ、然る後、心に快きか。 (孟子 梁恵王上)

において」という影響関係、因果関係を示す語句であっ いずれも、「ある状態が実現し、その効果が及ぶ範囲 右の例は、「その状態になった上で」の意である。

う、ことがらの前後関係を示す語句ではない。 の王となろう。そうなったら必然の結果として、このう よって、問題の句の意味は、 「宮室をつくり、この地

ないのである。 なんとよいことではないか。」 -- この意味となるほか るわしい盆地で自足した王権が維持できることとなる。

かす必要がないようである。 この令を盆地王権の自足宣言とする帰結は、 やはり動 て、ある事件のあとにあらためて別の事件が起こるとい

六

出し、論証した。 私はすでに、さきだつ諸論考において、次のことを析

立されたものであることの、八世紀の朝廷による宣言で権が、もと九州の王家の傍流の子孫のひとりによって樹たとしるされている。これは八世紀につながる大和の王子孫のひとりが大和で即位してわが王朝の初代王となっ一 神代紀・神武紀には、九州に降臨した古き世の王の一

すなわち、ここに示された王朝史の筋は、真なのである。もひかえめであるがゆえに、真否を疑うべき理由がない。なくて何であろう。そしてこの宣言の内容は、通念より

る。

『古事記』にも、これと矛盾する記事はない。

播磨を領するにいたらぬ一地方権力であったことの、朝はその時期(六世紀末期)においてこの王権が、いまだに播磨から伝わったのが初めだと明記されている。これ二 『日本書紀』には、わが朝における仏法は、敏達朝

あたらない。

替』が唐代に入ってのち、およそ七世紀後半から八世紀東と北は大山で終わる領土をもつ王権への『代表者の交三 阿蘇山のある山島に都する王権から、西と南は大海・

廷自体による宣言でなくて何か。

見てとれる。とくに唐詩の例は、相手の日本人(遣唐使)会要』も加え得よう。)や、日本人に贈られた唐詩から変化は成就していたことが、中国史書(『旧唐書』。『唐

初にかけての時期に起こり、

八世紀に入ればすでにこの

憑性を疑うに足る史料を私は知らない。から聞いて即座に認識を改めたという例を含み、その信

史像とのあいだに、対応こそあれ矛盾を見せぬものであいま、神武紀の令の示すところもまた、右にあげた歴他にもあるが、おもなものは右の三つである。

は合致するものである。

念とは真っ向から対立し、古田武彦氏の提唱するものと念とは真っ向から対立し、古田武彦氏の提唱するものと(3)

もの、したがって当然無視して可なる奇説と見るのは、これを、多数説に反し、孤立した奇説にのみ合致する

料を通じて別段矛盾の見あたらないものなのであるから、でいるだけのことなのであり、しかも国内史料、外国史とにそう言っていることを、そう言っていると取り次いけて述べていることは、要するに史料を作った古人がそけて述べていることは、要するに史料を作った古人がそなんとなれば、私がさきだつ諸論考からこの論考にか

像を、何を根拠として構築しているのであろうか。通念の時期の歴史像を語ろうとするにひとしいもののように、ず、ある時期の史料をすべて敵にまわして、然る後、そず、ある時期の史料をすべて敵にまわして、然る後、そ

にこれ以上くわしくは言わない。でに別に私の考えを述べている。よって、ここにはとくての"通念の本来の根拠"の問題については、私はす

によってか。その通念の本来の根拠は何か。

おわりに

考察すべき点は多々あるが、別の機会にゆずる。全文にわたり、また、個々の語について、なお分析ししにのみ踏みこんだにすぎぬものである。 この論考は、問題の令の内容について、ただ、かたは

年)が先行する。

(2)「神武東征の意味」(「愛媛大学教養部紀要」一七《昭和六二》年)など。

「神武東征の意味」(「愛媛大学教養部紀要」一七《昭和六二》年)、「神武東征の意味」(「愛媛大学教養部紀要」一七《昭和六二》年)、「神武東征の意味」(「愛媛大学教養部紀要」一七《昭和六二》年)など。

L(四~昭の五1/F)「答えがもか長処がもか」(4)「古田論証との出会い」(「市民の古代」四、一れも朝日新聞社刊、角川文庫に入る)その他多数。(3)『失われた九州王朝』、『盗まれた神話』(いず

(「季節」一二、一九八八『昭和六三≫年)、「古九八四≪昭和五九≫年)「答えが先か根拠が先か」4)「古田論証との出会い」(一市民の古代」匹、一

年一一月≫所収)など。 泉社、「市民の古代合本二」≪一九八八(昭和六三)泉社、「市民の古代合本二」≪一九八八(昭和六三)新田史学と日本文学」(「市民の古代」一○、一九八田史学と日本文学」(「市民の古代」一○、一九八

はそれにより、他は四部叢刊によった。釈漢文大系、十三経注疏、百納本二十四史にあるもの本文の引用は、記・紀は日本古典文学大系、漢籍は新

主

一ついて」(「日本古代史研究」一九四二≪昭和二二≫研究」六号)、丸山二郎「神武天皇紀一節の解読に(1)小島憲之「作品の出典問題をめぐって」(日本史